

新潟教区のみなさま

「性虐待被害者のための祈りと償いの日」について

教皇フランシスコは、教会の聖職者による児童への性的虐待の問題に教会が全体として真摯に取り組み、その罪を認め、ゆるしを願い、また被害に遭った方々と教会がともに歩むことを繰り返して求めておられます。またそのための特別な日を各国で設けるよう、司教団に指示を出されました。

日本の司教団は、一昨年12月14日にメッセージを発表し、日本における「性虐待被害者のための祈りと償いの日」を、四旬節・第二金曜日と決めました。2018年にあつては、来る3月2日(金)がこの「性虐待被害者のための祈りと償いの日」にあたります。

各小教区・修道院共同体にあつては、この日、またはその直後の3月4日日曜日に、教皇様の意向に従ってミサを捧げてくださるようお願いいたします。またその意向ミサにおいては、主日であっても『ゆるしの奉献文』が使用されることといたします。

なお司教団メッセージは、中央協議会のホームページに掲載されております。(リンクは：<https://www.cbcj.catholic.jp/2016/12/14/11033/>)

教皇様の意向に心を合わせ、無関心や隠蔽も含めた教会の罪を認めるとともに、被害を受けられた方々に神のいつくしみの手が差し伸べられ、癒やしが与えられるように、ともに祈り歩みたいと思います。同時に、同じようなことが繰り返されないように、信仰における決意を新たにしたいと思います。

2018年2月14日 灰の水曜日

カトリック新潟教区管理者 大司教 菊地 功



Handwritten signature of the Bishop of Niigata, Kikuchi Tsutomu, in black ink.